

水戸市都市景観審議会委員募集要項

- 1 募集趣旨 市民参加による優れた景観づくりを推進するため、水戸市都市景観審議会委員を公募する。
- 2 審議内容 水戸市都市景観審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 景観計画に関すること。
 - (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること。
 - (3) その他優れた都市景観づくりに関すること。
- 3 任 期 令和8年4月から2年間
- 4 募集人員 2名程度
- 5 応募資格 次の条件を満たす者
 - (1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期開始日において18歳以上の者
 - (2) 応募日現在において、本市の他の附属機関の委員となっていない者、委員になる予定のない者又は応募していない者
 - (3) 禁錮^{きんこ}以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない又はその執行を受ける可能性がある者ではないこと
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成したことのない者又はこれに加入したことのない者
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員でない者、暴力団の維持運営に協力若しくは関与していない者、暴力団と親密な交際をしていない者、その他暴力団と社会的に非難される関係を有していない者
 - (6) 審議会の会議に出席できる者（原則、平日昼間開催）
 - (7) 水戸市の景観について関心を持ち、会議に出席して積極的な発言ができる者（水戸市景観計画を市ホームページに掲載しています。）
- 6 応募方法 水戸市都市景観審議会委員応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス又は電子メールの方法により応募する。
- 7 応募期間 令和7年12月1日（月）から12月26日（金）
※郵送の場合は、当日消印有効

- 8 選考方法 応募申込書による書類審査及び面接審査による。
※面接の日程は個別に通知する。
- 9 結果通知 審査結果は令和8年3月末日までに応募者宛てに通知する。
- 10 報酬額 日額 7,000円
- 11 申込み・問合せ先 水戸市 都市計画部 都市計画課 景観室 景観係
〒310-8610 水戸市中央 1-4-1
水戸市役所本庁舎 5階 窓口 516
TEL : 029-232-9206 (直通) FAX : 029-224-1117
Eメールアドレス : toshikei-koubo@city.mito.lg.jp